

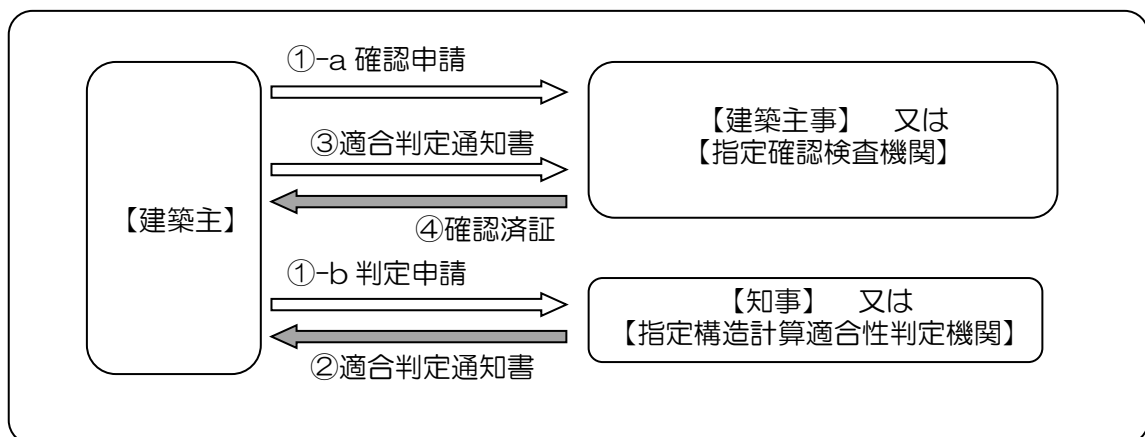
■構造計算適合性判定制度について

①構造計算適合性判定に係る手続き

●建築主が構造計算適合性判定を直接申請

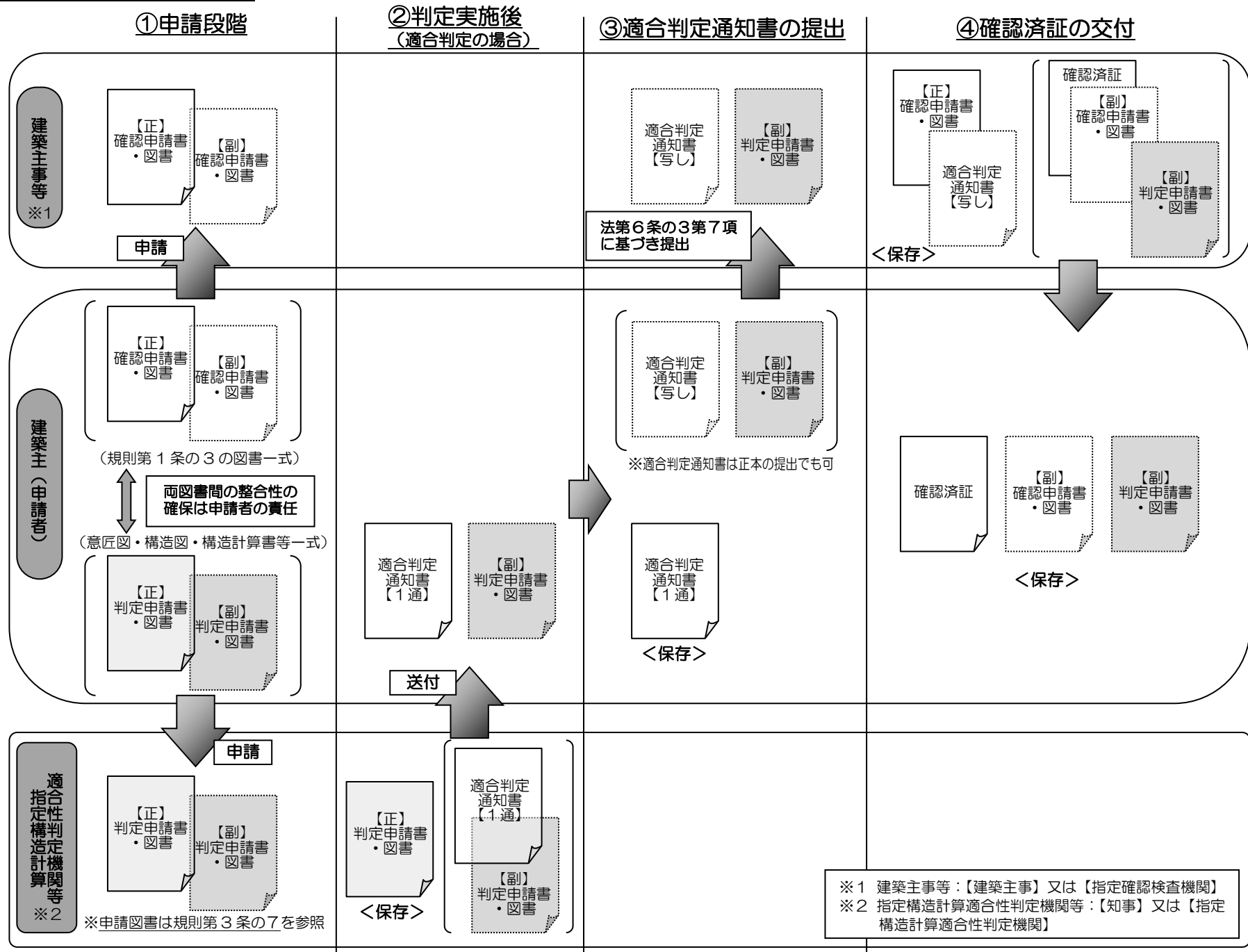
平成 19 年 6 月 20 日以降、一定の建築物の建築確認申請及び計画通知の審査時に、構造計算適合性判定が義務付けられています。高度な構造計算を必要とする一定の構造規模等の建築物の構造審査について、これまでの建築主事等の建築確認申請及び計画通知の審査を行うほかに、知事又は知事が指定する指定構造計算適合性判定機関が構造計算の適合性・妥当性の判断（いわゆる「二重チェック」）を行っています。

○平成 27 年 6 月 1 日の改正以降では、構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が建築確認とは別に構造計算適合性判定を直接申請する仕組みに改め、建築主が指定構造計算適合性判定機関や申請時期を選択できるようになりました。（但し、岐阜県では、延べ面積が 3,000 m²以下の建築物については、原則として、知事が判定を行います。）



※詳細は別紙「審査の流れ（フロー図）」参照

○審査の流れ（フロー図）

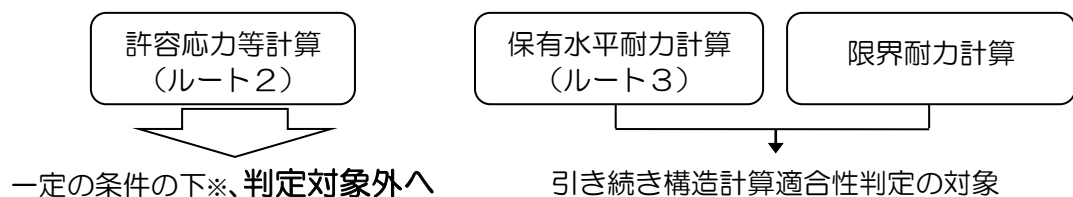


②構造計算適合性判定の対象

●ルート2 建築主事

構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有するものとして国土交通省令で定める要件を備える建築主事、確認検査員が在籍し、当該建築主事・確認検査員が審査を行う特定行政庁又は指定確認検査機関（ルート2審査対応機関）に確認申請する場合、比較的容易である許容応力度等計算（ルート2）については、構造計算適合性判定の対象外となります。

－構造計算適合性判定の対象となる構造計算－

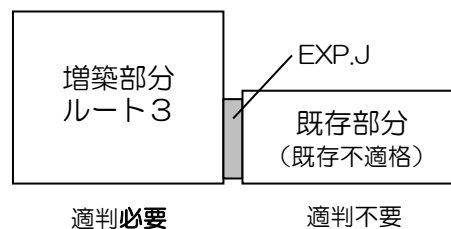


※ 例えば、ルート2で計算された案件を国土交通省令で定める要件を備える建築主事等が存在しない特定行政庁・確認機関へ申請された場合は、従来通り構造計算適合性判定の対象となります。

●増改築時の構造計算適合性判定の義務付け

法第20条（構造耐力）の規定に既存不適格である建築物の増改築にあたり高度な構造計算を行う場合、新築の場合と同様に構造計算適合性判定の対象となります。

※1 高度な構造計算とは、許容応力度等計算、保有水平耐力計算及び限界耐力計算です。



●建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物

エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分は、分離されている部分ごとに異なる構造計算の方法の適用が可能となります。

